



平成 27 年 4 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社ジーンズメイト
代表者名 代表取締役社長 西脇昌司
(コード番号 7448 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 砂田真一
電話番号 03-5738-5555

定款一部変更に関するお知らせ

本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年5月14日開催予定の第55期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲で取締役会の決議によって免除することができる旨の規定、ならびに取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。なお、変更案第 29 条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。また、上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）の施行に伴い、補欠役員の予選に関する規定の項数を変更されましたので、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 5 月 14 日
定款変更の効力発生日 平成 27 年 5 月 14 日

以上

(別紙)

定款新旧対比表

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会 第18条～第28条 (条文省略) (新設) (新設)	第4章 取締役及び取締役会 第18条～第28条 (現行どおり) <u>(取締役の責任免除)</u> 第29条 当社は、 <u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u>
第5章 監査役及び監査役会 第29条～第31条 (条文省略) (監査役の任期) 第32条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会開始の時までとする。 第33条～第37条 (条文省略) (新設) (新設)	第5章 監査役及び監査役会 第30条～第32条 (現行どおり) (監査役の任期) 第33条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会開始の時までとする。 第34条～第38条 (現行どおり) <u>(監査役 of 責任免除)</u> 第39条 当社は、 <u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第6章 会計監査人 第38条～第41条 (条文省略)	第6章 会計監査人 第40条～第43条 (現行どおり)
第7章 計算 第42条～第45条 (条文省略)	第7章 計算 第44条～第47条 (現行どおり)